

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例

制 定 平成 14 年 7 月 1 日 条例第 13 号
最近改正 令和 5 年 7 月 1 8 日 条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員に意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果について必要な事項を定めることを目的とする。

(降任、免職及び休職の手續)

第 2 条 任命権者が法第 2 8 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、考課表その他勤務成績を評定するに足りると認められる客観的事実に基づき、勤務実績の不良なことが明らかな場合に限るものとする。

2 任命権者が法第 2 8 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 任命権者が法第 2 8 条第 1 項第 3 号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることのできない場合に限るものとする。

4 法第 2 8 条第 1 項第 4 号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合において、当該職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは、任命権者が定める。ただし、法第 1 3 条に定める平等取扱の原則及び法第 5 6 条の規定に反してこれを行うことはできない。

5 職員に意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第 3 条 任命権者は、法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定により休職を命ずる場合は、当該職員が病気休暇の日から引き続き、次の各号に掲げる疾患の区分に応じ当該各号に定める期間を経過した後でなければならない。ただし、法第 2 2 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員の期間については、その者の勤務日数等を考慮して広域連合長が定める。

(1) 結核性疾患 1 年間

(2) その他の疾患 9 0 日間

(休職の効果)

第 4 条 法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第 2 8 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第 5 条 休職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、法令又は条例に特別の定めがある場合を除き、休職の期間中いかなる給与も支給されない。

(失職の特例)

第 6 条 任命権者は、公務上の交通事故により法第 1 6 条第 2 号の規定に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、情状により、刑の執行猶予を取り消されない限り、当該職員がその職を失わないものとするができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 21. 10. 30 条例 3）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令 2. 3. 27 条例 3）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 7. 18 条例 4）

この条例は、公布の日から施行する。